

は内地にすら實測圖のない位ですから、蝦夷地などにはもとよりあらう筈がありません。

そこで忠敬は精確な日本實測地圖が出来たら、さぞかし世のため國のためになることであらうと考へ、まづ必要を痛感する蝦夷地測量をなし、併せて子午線測定を行ふことに決心しました。

寛政十二年忠敬は幕府に對し、自費を以て蝦夷地を測量する請願を出し許可をうけました。そこで閏四月門弟三人、從僕二人を引連れて道を奥州街道にとり、間斷なく歩數を以て行路の距離を測りながら、毎日八九里乃至十一二里づゝ進んで遂に蝦夷地にわたり、その東南海岸を根室灣まで測量して、半年後の十一月江戸に歸りました。翌享和元年には、第二回の測量に着手し、四月から十二月まで八ヶ月を費して、伊豆半島、房總半島、常陸、奥州の沿岸一帯を實測し、歸途に

蝦夷地實測

本州東海岸の測量

羽越の測量

は奥州街道の再測を行ひながら江戸に歸りました。

第三回の測量こそ我が出羽の國から越後方面へかけて行はれたもので、時は忠敬五十八歳の享和二年でありました。前二回の旅費は殆んど全部自辨でありましたが、この頃になつて幕府も忠敬の作製呈上した地圖を見て、その伎倆を認めるやうになり、手當金六十兩と人足五人、馬三疋、長持一棹、持人足とを與へて事業を助けました。次の文書は幕府の道中奉行及び勘定奉行から沿道の村役人等へ出した觸書であります。

馬 三疋

人足 五人

長持 壹棹、持人足

天文方 高橋作左衛門弟子

伊能勘解由

右者此度北國筋海邊浦々測量爲御用被差遣ニ付書面之通無賃之

人馬被下候間於宿々村々其旨相心得往返共無滯可差出者也

戊六月 和泉

左近

飛驒

主膳

美濃

江戸傳馬町

日光道中千住宿

奥州道中白川宿

若松通

羽州米澤

上山

津輕弘前方

三馬屋迄

右宿村々

問屋

年寄

名主

組頭

また勘定奉行から別に沿道の各藩に對して御聲掛と稱して通牒を出しました。そこで行く先々の村役人等は測量のため十分の便宜を計つてくれ、また各藩の役所でも輕士を出して送迎してくれました。

忠敬は六月十一日門弟四人從僕二人をつれて江戸を出發しまし

白河・若松

米澤

た。一行は千住から奥州街道を下りながら鐵鎖または籐繩で道筋を細測し、山路の傾斜は器械を用ひて精測し、毎日三四里乃至六七里を進みました。二十一日白河に達し、こゝから道を若松にとり、北進して大峠を越え出羽の國に入りました。當時米澤の名君上杉鷹山は五十二歳で隱居の身ではありましたが、當主治廣を扶けて藩政につとめて居ました。とはいへ、もとより一介の測量技師にすぎない忠敬と相會ふゆかりの起らう筈もなく、鐵鎖を大地に引張り、杖先羅針杖の先端に羅針盤を装置したもので、方角を定め、千里鏡(天體望遠鏡のこと)で星をのぞくこの一行の姿は、道ゆく人をしてただ怪訝の目を見はらせたにすぎなかつたのでありませう。七月の暑いさかりに米澤から上ノ山・山形・新莊を経て雄勝峠を越え、秋田を通り七月二十三日能代港に著きました。その後、こゝに滞在して折よく現は

上ノ山・山形・新莊・
秋田・能代

弘前・青森

れる八月一日の日食を観測する用意をすゝめましたが、不幸にして當日曇天となり、精密な觀測をすることが出来ませんでした。八月四日能代を發し、大館・弘前を経て青森に至るまでの街道を測りました。それから沿海測量に移り三厩まで進み、龍飛崎附近は船で略測を行つた後、二十日三厩を立つて小泊に出で、日本海沿岸を南下して、二十九日再び能代に達し、進んで男鹿半島を回測して土崎に至り、更に出羽海岸に沿つて本庄・酒田を通り越後に入りました。九月二十四日には新潟に著き、猶沿岸を測りながら寺泊・柏崎をすぎ、十月四日直江津に達し、こゝから海岸をはなれて高田に著きました。それから越後街道を測量しながら善光寺・上田・輕井澤・高崎・熊谷を経て、十月二十三日江戸に歸りました。

忠敬は歸宅後隨行の門弟等と共に専心測圖の製作に従事し、翌享

本庄・酒田

新潟

高田

和三年正月に草稿が出来あがり、幕府に提出しました。かくて出羽の國もはじめてその實測された正しい姿を日本地圖の一隅にあらはすことになつたのであります。

その後忠敬は引續いて日本全國の測量を行ひ、前後十八年間にわたる前人未成の大事業を完うし、文政元年の春七十四歳で病歿しました。その實測圖は門弟等の手で整理淨書され、文政四年大日本沿海輿地全圖と名づけて幕府に上呈するに至りました。

明治十六年忠敬の偉業、天聽に達し特旨を以て正四位追贈の榮典に浴しました。

全國測量十八年間

贈位

参考書

伊能 忠 敬(天谷亮吉著)

伊能 忠 敬(岡野知十著、徳川三百年史中巻所載)

第二十一話 勤王の志士清河八郎

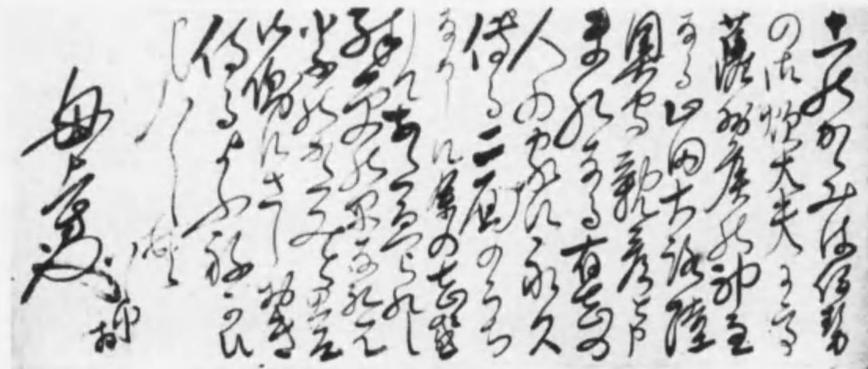


清 河 八 郎 畫 像

清 河 八 郎 畫 像



清河八郎の絶筆
 (文久三年四月三十日直前書の)



清河八郎が母に送った紙手
 (山田大路より贈られた鏡添へて母に送った紙手)

第二十一話 勤王の志士清河八郎

浪士の團體的活動
 起る

(一) 櫻田變後の浪士の活動

萬延元年三月大老井伊直弼が櫻田門外に斬られたことは、勤王の志士の精神に異常な興奮を與へ、これこそ天下變亂の烽火だと喜び、尊王攘夷の運動は愈々盛んになりました。翌文久元年、老中安藤信正の和宮御降嫁による公武合體策は、更に志士の奮起を促しました。かくてこれまでの個人的活動は團體的活動に變化し、遂に幕政打破の運動に進んでゆく勢を生じました。今その一二の例を挙げませう。

萬延元年八月、水戸の西丸帶刀・越總太郎等は長州の松島剛藏・桂小

五郎等と江戸で會合して成破の條約を結びました。破は政局の現狀打破であり、成はその善後策を云ひます。即ち幕府の大官を刺して幕政を破るのが破であつて、これは水戸の方で引受け、その後始末が成であつて、これは長州の方で引受けると云ふわけです。

萬延元年十二月には、米國公使館通譯官ヒュースケンが、志士のために、江戸で殺害されました。

文久元年五月には、英國公使館にあてられた品川東禪寺が襲撃され、館員が殺されました。

文久元年の末頃から、下野の志士大橋順藏等によつて、倒幕運動が計畫されました。

文久二年正月には、老中安藤信正が、坂下門外で浪士に襲はれました。

寺田屋事件

かやうな志士の運動の中で最も大計畫のもとに行はれたのが、伏見寺田屋の變と呼ばれる西國武士の聯盟運動でありました。そしてこの運動の計畫者として重要な活躍をしたのが、我が莊内出身の志士清河八郎であります。

(二) 清河八郎の出世

故郷の山川

最上川が山嶽重疊の間を流れて来て、これからその雄大な姿を莊内平野にあらはさうとする所に、清川といふ村があります。そのこの郷土齋藤家に生れたのが清河八郎であつて、時は天保元年十月であります。天保元年といへば、吉田松陰が長州に生れ、大久保利通が薩摩に生れた年であります。八郎は幼名を元司といひました。清河八郎といふ名は後に自分でつけたものであります。

立志

東都遊學

勤王の志

攘夷の志

八郎は十五歳の時既に東都に遊學して大名を天下にとどろかさうといふ志を立て、十八歳の時父母が許さないで家を出奔して江戸にのぼりました。父もとうとう八郎の熱心に感じて學資を送り専心勉學をさせてくれました。十九歳の折關西に旅行の途中京都で皇居を拜し千代田城にくらべて規模のいかにも小さいのを見て、深く心に感ずる所があり、これが勤王の精神を起す一つの機會となりました。江戸に修學中の八郎は學問は東條一堂・安積良齋について勉強し、武道は千葉周作の門人となつて一刀流の劍道を學びました。この頃の八郎は、夜は十二時に寝て朝は四時に起きたと、その日記に書いてあります。刻苦精勵の様子がよくうかがはれます。

嘉永七年八郎二十五歳の時、修好を強要するために神奈川に入港した米國軍艦を見に行つて、米國人の我が國に對する態度などを知

り、大いに悲憤慷慨し、初めて攘夷の思想を抱くやうになりました。この年八郎は江戸に家塾を開いて子弟に文武の道を教へました。萬延元年の櫻田の變の後、八郎の若い血は靜かに書を講じ武を授ける生活を許さなくなりました。殊に八郎の親友であつた薩摩の浪士等が、米國公使館通譯官ヒュースケンを斬つて以來、八郎の血は次第に熱して來て、遂に彼を實行運動に押し進めるやうになりました。

文久元年二月、八郎は親しい諸藩の同志と相會して、江戸・横濱の夷人館を焼拂ふ計畫を立て、秋氣清涼の頃に斷行することに決し、それぞれ地方に赴き縁故をたどつて同志を募ることになりました。然るに幕府では早くも八郎一派の行動を怪しんで目を附けておりましたが、五月頃たまたま往來で無禮をした町人を八郎が斬棄てたのを

夷人館焼拂の計

機會に、幕吏は一網打盡の活動を始めました。八郎は一時危険を避けるために江戸を脱して奥羽に走りまわりました。

(三) 關西に於ける活動

文久元年八月和宮御降嫁のことが決定し、また幕府に廢立の陰謀が企てられてゐるといふ噂が聞えました。奥羽潜行中の八郎は、愈々天下の同志を説いて尊王の大義を唱へ、回天の偉業を成さうと決心して、まづ京都にのほりました。そして、中山家の臣田中河内介を訪ひ、中山忠愛卿の義士召集の親書を得、猶安政大獄に謹慎を命ぜられた青蓮院宮朝彦親王の密旨を奉ずると稱して、十一月九州に下り、筑前の平野國臣、久留米の眞木和泉、肥後の松村大成、阿蘇の大宮司維善、豊後の小河一敏等を遊説し、京阪地方で天下の義舉を行ふことを説

京都に上る

九州遊説

きたてました。丁度この時薩摩の島津久光が上京する報を聞き、これに乗じて策動すれば、甚だ便利であることを考へ、平野は薩摩に入つて久光を説くことにし、八郎は上京して田中河内介を訪ねたのが文久二年正月でありました。八郎が九州の形勢を説くのを聞いて河内介は回天の大業掌中に在りと喜び、更に將來の策を工夫しました。

島津久光は三月十六日鹿兒島を發し、上京の途にのほりました。久光を推して盟主とし、天下一新の快舉を行はうとする志士は、大阪及び京都の薩州邸、京都の長州邸等に機を待ちましたが、その數實に三百を越え、正に山雨到らんとして風樓に滿つる物凄い形勢でありました。八郎も大阪の薩州邸に同志と潜んでゐました。その内に同志の間に反目を生じ、また八郎の優勢を妬む者も出て來たので、八

同志と別る

寺田屋事件

郎は別に心中決するところがありましたから、四月十三日薩州邸を辭して、京都に潜入しました。

久光は四月九日大阪に著き、十三日京都の邸に入りましたが、もとより浪士等の輕舉を喜ばないで、穩健な公武合體論を抱き、むしろ浪士鎮撫の心を持つてゐました。然るに大阪薩邸の同志三十人、田中河内介及び眞木和泉の一黨十餘人は、四月二十三日京都に攻め入り、幕府と親しい關白九條尙忠を倒し、所司代酒井忠義を斬り、青蓮院宮を推戴し、攘夷の大詔を朝廷に請ひ奉り、これによつて久光の進退を覺悟させようと考へ、四艘の船に分乘して淀川を上りました。夕刻伏見に著いて寺田屋で休息し、食事をすませ、裝束をととのへて京都に向はうとするとき、久光からの急使が駈けつけ、亂闘の末漸く暴動を抑へて、志士の計畫を中止させました。

時勢の推移

(四) 關東に於ける活動と横死

京都で同志の義舉が失敗に歸したのを見て、文久二年六月八郎は關西を去り、東北地方へ同志糾合の旅に出て立ちました。その間に天下の形勢も大いに變り、五月島津久光は勅使大原重徳に隨行して江戸に下り、幕政の大改革を行ひ、十一月には勅使三條實美が江戸に赴き、攘夷の決行を促しました。

八郎はこの推移を眺め、天下危急の際に、たまたま幕府が勅諭を奉じて攘夷を斷行するといふ以上は、赤手空拳では何事も出來難いから、逆に幕府の力を利用して尊攘の素志を遂げようと決心しました。そこで政事總裁職松平慶永に上書し、幕府の招聘に應じ、客分となつて浪士の募集に従ふことになりました。これは慶永が八郎の上書

幕府利用の策

によつて、英才勇武の士を集めておくことが、幕府のために便宜となることもあらうといふ考から起つたことです。

文久三年三月將軍家茂は上洛し、朝廷から攘夷の勅書を賜はりました。八郎は宿志を達すべき時機到来と大いに喜び、幕府に向つて攘夷の決行を促しましたが、因循姑息な當局者は少しもその覺悟を持たず、また方策も立てず、ただ一日一日を糊塗して行くばかりでありました。

そこで八郎は斷然幕府と手を絶ち、同志と共に獨立して、攘夷を決行する覺悟をきめました。その決舉といふのは、先づ大舉して横濱に行き、火を放つて市街を焼き、日本刀を揮つて西洋人を斬り、石油を注いで黒船を焼拂ひ、それから神奈川の役所の金穀を奪つて軍資にあて、厚木街道から甲州街道に出て、一舉に甲府を陥れ、ここを根據地

攘夷決行の企

として尊王攘夷の義旗をかかげ、廣く天下の志士を募り、更に朝廷へ上奏してその指揮を仰ぎ、將來の策を定めようといふのであります。八郎は四月十日横濱に赴いて、要所要所の視察をすませ、十一日歸つて横濱討伐のたやすく出来ることを同志に告げ、四月十五日斷行のことに決定しました。

然るに四月十三日豫て親しい上ノ山藩士金子與三郎に招かれて麻布の邸を訪問した歸り道に、幕府のまはした刺客のために暗殺されてしまひました。享年三十四でありました。かくて横濱襲撃のことも實行されずに終りました。

(五) 清河八郎の人物と餘榮

八郎は自らその著書に記して「天性の氣豪果にして敢て小事に局

暗殺

性質

促すること能はず。平生の議論はただ正直を専らにし、動もすれば、感奮激烈の辭を吐きて、頗る矯拂する事もままありき」と自分を語つてゐます。かく八郎は豪毅果斷の人であり、また劍を千葉周作に學び、その非凡の伎倆は江戸の劍客を恐れしめたほどでありました。しかも故郷の兩親に對する孝心はまことに深厚でありました。

八郎二十六歳の安政二年春、郷里に歸りました。その際、自分が十八歳の時から今まで九年間、家郷を去つて父母の心を煩はすことが多く、父は自分の志を知つてゐるので、まだしもとして、母の心配は一通りではない、この度の歸省を機として、是非孝養をつくさねばならぬと考へました。かくて三月から九月まで半年の間、母を奉じて越後から信州善光寺に詣り、木曾路を経て京大阪を見物し、四國に渡り、更に宮島・錦帯橋を見て引返し、東海道から江戸・日光等關東の名所を

孝心

母を奉じて旅行

案内して母を楽しませました。この長い旅の間、八郎は毎晩旅館の燈火の下で、その日の見物の模様を事細かに認めました。それは後日母がこれを読んで楽しい思出とするためであります。この紀行は西遊草と名づけて八卷の大冊となりました。

その後再び江戸に出てからも、常に父母の安否を見舞ひ、旅行に出れば行く先々からその旨を知らせ、殊に多忙をきはめた晩年の活動のただ中でさへ、いつも長い手紙を認めて、或は日常の生活のこと、或は江戸に起つた事柄、或は父の嗜む書畫・俳諧のことなどこまやかに報じて、ひたすら父母の心を慰めました。生活費などは一々計數を告げ、家を求めれば精密な圖面まで書き添へました。八郎が歸省して再び出府する時には、わざわざ臺所まで行つて、留守中は何卒兩親を大切にしてくれと、幾度も繰り返して丁寧の下男・下女に頼んで行

温情

餘榮

くのが例でありました。それらの下男下女は八郎の孝心に感じ、手を合せて若い主人の後姿を拜んだとのこととあります。

歿後二十八年を経た明治二十四年、朝命により八郎の靈は靖國神社に合祀され、更に明治四十一年特旨を以て正四位を贈られました。郷人は清河神社を建ててその靈を祀りました。

参考書

清河八郎(大川周明著)

清河八郎遺著(山路愛山編)

明治維新史講話(藤井甚太郎著)頁一一四頁至一一八頁

維新史(本多辰次郎著)頁一三六頁至一六〇頁

第二十二話 明治戊辰の役と出羽

裏口録金、豈信哉、跡為焦土屋為灰
 男児、眞識義、不義腰下寶刀帶冷未
絶命の辞
吉田大八



吉田大八絶命の辞

像 木 八 大 田 吉
 (置安に社魂招町童天郡山村北)

第二十二話 明治戊辰の役と出羽

(一) 奥羽列藩同盟の成立

關東平定

明治元年正月鳥羽伏見の戦敗れて、徳川慶喜は大阪城を去り、海路江戸に歸りました。二月朝廷は有栖川宮熾仁親王を東征大總督とし、西郷隆盛を參謀として江戸に進軍させましたが、慶喜の恭順、幕臣勝安芳の苦心によつて、平和の結末を見ることを得ました。

會津藩の謹慎

會津藩主松平容保は大阪脱走後、二月會津若松城に歸り、謹慎してゐました。然るに官軍は松平容保の官位を削り、仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲に會津討伐の命を下しました。會津ではもとより朝廷に弓を引く心はなく、その上、精兵は伏見に傷つき、軍資は缺乏

上杉、伊達の盡力

してゐるので、官軍に對して誠意を披瀝し、また仙臺の伊達氏、米澤の上杉氏に保護を頼みました。そこで上杉齊憲は三月書を朝廷に奉りました。その趣旨には、

「慶喜容保等は既に恭順謹慎の意を表して居りますし、皇威は天下に振つてゐることです。この上大兵を動かして征伐を行はれる必要はなく、もし内訌が長く續けば、外國人に乘ぜられる端を開き、皇國の不詳と存じますから、速かに征討軍を止めていたゞきたい。」

と記してありました。仙臺藩でも使者を上京させました。しかし共に省みられませんでした。

やがて奥羽鎮撫總督九條道孝、副總督澤爲量、參謀醍醐忠敬、大山綱良、世良修藏は薩長の兵を率ゐて三月末に仙臺に著きました。當時

次のやうな俗諺がうたはれました。

「九丈(條)梯子に半鐘かけて火(非)のない相圖(會津)が撞(討)たれうか」
これは奥羽諸藩のこんどの會津征伐に對する感想を、よく云ひ表はしたものであります。

官軍の態度

たまたま、米澤の藩士が仙臺に来て、世良參謀に面會し、會津侯の謹慎を告げ、干戈を用ひずに鎮撫し得べきことを述べましたところ、世良は大いに怒つて、この度の征討について、米澤に異議があるなら、會津と同罪である。速かに歸國して、戦争の用意をして、官軍の進撃を待つがよいと叱りつけました。四月に會津藩から謝罪歎願書が出たので、仙臺、米澤二藩はこれを九條總督に送り、休戦命令を出すやうに願ひ、一方には二藩家老の名で奥羽列藩の家老に白石陣所に會合を求めました。かくて閏四月白石に集まつた奥羽二十五藩の代表

官軍の参謀殺さる

者は連署して會津救解の歎願書を九條總督に提出しました。然るに参謀世良修藏が歎願採用に反對したために願書は却下されました。そこで奥羽の人心は大いに激昂して、仙臺藩士等は世良を福島の旅館で捕へ、斬り殺してしまひました。そして會津征伐の舉は薩長二藩が名を王師にかりて私心を逞しくするものであるから、これらの奸賊を除いて、眞の勤王をせねばならぬと衆議一決して、諸藩は盟約を結び、こゝに奥羽同盟が成立しました。

奥羽同盟

(二) 出羽方面の戦

莊内藩の立場

莊内藩は會津藩と共に薩長軍のために、にらまれてゐました。それは去る慶應三年十二月、藩主酒井忠篤が江戸市中警備の任に當つてゐた時、薩藩邸に養はれた數多の浪士が、市中を横行して掠奪など

したのが元で、薩藩邸を焼討ちにしたことがあります。薩軍は深くこれを憤つてゐます。それに、莊内の地は一方は日本海に面し、酒田の要港を持ち、船は函館新潟に通ずるのみならず、精銳な武器を買ふに不足ない本間家の富があります。また他の三面は山で圍まれて、ただ最上川の流れ込む清川口の險を通じてのみ道が開けてゐます。官軍が恐れたのも尤もであります。

天童藩

新莊藩

天童藩主織田信學は父祖信長以來勤王の家でありました。また新莊藩主戸澤正實は母が島津家の女でありました。こういふ關係から二藩は白石同盟に参加はしてゐましたが、薩長軍に味方することになりました。

官軍出羽に入る

四月の半頃、副總督澤爲量、参謀大山綱良等は笹谷峠を越えて出羽に入り、天童藩の家老吉田大八の案内で四月十九日天童に著きまし

天童藩城
吉田大八の切腹

た。四月二十三日には副總督府を新莊に移し、それから間もなく莊内領の清川口を襲撃しました。莊内藩はこれに應戦して忽ち官軍を撃退してしまひました。この突然の侵入を怒つた莊内藩は閏四月六十里越から兵を進めて天童に討入り、城を焼き拂ひました。藩主は一族を引連れて仙臺領に逃げのび、家老吉田大八も一時山の中に逃げ込みました。その後天童藩は孤立無援に陥り同盟列藩の壓迫のために、止むを得ず奥羽軍に屈服することになりました。その時列藩は謝罪のために大八の首を要求しました。大八は一藩の犠牲となることを覺悟し、自ら身を敵手に投じ、勤王の大義を説き、六月十八日に天童觀月庵で切腹しました。

副總督は莊内征伐の目的で新莊にゐましたが、勢甚だ振はないので、秋田に轉陣することになりました。秋田藩主佐竹氏は徳川氏に

征討軍の進撃

對して常陸から移封された舊怨もあり、また平田篤胤によつて藩内に勤王精神を鼓吹されてゐるので、官軍はこゝに活路を求めたのであります。この頃仙臺にゐた九條總督もたま／＼秋田に来ることになつて、澤副總督に合しました。

これより先五月十九日、有栖川宮熾仁親王は新たに會津征討大總督となり官軍は越後口、白河口の兩道から奥羽に進軍しました。また別に九條道孝を莊内追討總督に任命し、澤爲量、大山綱良、佐竹義堯（秋田藩主）、戸田正實（新莊藩主）が參謀としてこれを輔けました。そこで九條總督は秋田に居り、佐竹義堯をして海岸方向から莊内に迫らせ、澤副總督は自ら雄勝峠を越えて新莊に進み、戸田正實と共に清川口から莊内を討ちました。然るに莊内軍及び同盟軍の勢は日に盛んで七月十四日新莊城は陥り、城主戸田正實は秋田方面に走り、奥羽

同盟軍優勢

會津藩城

軍はこれを追つて北進し、九月中旬には秋田城に迫りました。ところが、五月江戸を出發した會津征討軍は各地に轉戦の後、八月中旬會津若松城を包圍し、今や會津は孤城落日の姿となりました。米澤藩も到底官軍に敵することの出来ないのを見て、九月四日越後口總督に謝罪書を差出し、仙臺藩は九月十五日に平潟口總督に謝罪書を呈して降服しました。九月二十二日には若松城も陥り、二十三日に官軍は莊内領に迫つて來ました。そこで萬事休した藩主酒井忠篤は越後口總督に謝罪書を呈して降服を請ひ、こゝに奥羽の兵亂は全く平定しました。

莊内藩の心事

舊鶴岡藩士俣野時中氏講演(史談會速記録)の一節は當時の奥羽軍の心情をよく云ひあらはしてゐますから、左にかゝげます。
『戊辰の事變に方りまして、我が莊内藩では、上藩主より下百姓町人

に至るまで御一新の趣旨に反いて弓を張らうと云ふ様な頑固な者は一人も無けれども、薩長兩藩は陰謀を巧らんで徳川慶喜公を騙かして、進んで朝敵の名を負はせたと憤りました。而も其の事は姑く置きまして、世良、大山は奥羽を鎮撫するにあらずして、奥羽を激怒せしめ、是非曲直を問はず、兵端を開く様子は怪しからん事である。朝廷といふ者を頭に戴きて、王師といふ名稱を掲げて、私を謀るのである」と士民共に憤り出した。莊内藩士民の死を決して戦うた故は、一は薩長の陰謀で徳川氏を騙したといふ事を憤り、二は世良、大山の所爲が、最も奇怪で其の惡むべき業に激した事でござります。

参考書

慶應戊辰奥羽蝦夷戦亂史(佐藤浩敏著)奥羽の巻

明治維新史講話藤井甚太郎著(自二三二頁至二四〇頁)

倒叙日本史(吉田東伍著)大政維新編、一六八頁

維新史(本多辰次郎著)自七二一頁至七三九頁

第二十三話 版籍奉還 廢藩置縣

第二十三話 版籍奉還 廢藩置縣

(一) 諸藩分立

關ヶ原役の後

關ヶ原役後に本縣内は米澤の上杉家(三十萬石、後に十五萬石に減封)と山形の最上家(五十七萬石)とに二分されて治められました。

最上氏没落の後

元和八年最上家没落後に、その領地は次の諸侯に分たれました。

山形 藩(山形城) 鳥居忠政(二十四萬石)

莊内 藩(鶴岡城) 酒井忠勝(十四萬石)

新莊 藩(眞室城) 戸澤政盛(六萬石)

上ノ山 藩(上ノ山城) 松平重忠(四萬石)

右のほかの殘餘の地は幕府直轄地となりました。これらの諸侯の

山形藩主の更迭

内、莊内藩の酒井氏と新莊藩の戸澤氏とは明治維新までつづきました。山形藩は鳥居氏以後次に示すやうに、たびたび藩主の更迭が行はれました。

藩主	代数	年	代	期間	祿高
鳥居忠政	二代	元和八年以降		十五年間	二十四萬石
保科正之	一代	寛永十三年以降		八年間	二十萬石
松平直基	一代	正保元年以降		五年間	十五萬石
松平忠弘	一代	慶安元年以降		二十一年間	十五萬石
奥平昌能	二代	寛文八年以降		十八年間	九萬石
堀田正仲	一代	貞享二年以降		二年間	十萬石
松平直矩	一代	貞享三年以降		七年間	十萬石
松平忠雅	一代	元祿五年以降		九年間	十萬石
堀田正虎	三代	元祿十三年以降		四十七年間	十萬石

上ノ山藩主の更迭

上ノ山藩には次のやうな變遷がありました。

松平乗佑 (幕府直轄)	一代	延享三年以降		二十二年間	六萬石
秋元涼朝	四代	明和元年以降		五年間	
水野忠精	二代	弘化三年以降		七十九年間	六萬石
				二十五年間	五萬石
松平重忠	二代	元和八年以降		五年間	四萬石
蒲生忠知	一代	寛永三年以降		二年間	四萬石
(幕府直轄)				二年間	
土岐頼行	二代	寛永四年以降		六十五年間	二萬五千石
金森時頼	一代	寛永五年以降		六年間	三萬八千石
松平信通	十代	元祿十年以降		百七十五年間	三萬石

分領と幕領

以上のほかに、寛政十年米津政通が長瀨藩主(一萬一千石)となり、天保元年織田信美が天童藩主(二萬石)となり、慶安三年酒井忠恒が松嶺藩主(二萬二千石)となり、いづれも明治維新まで續きました。猶これらの諸藩の領地の外に他國の諸侯の分領と各地に散在した幕府直轄地とがありました。

(二) 版籍奉還

徳川幕府の大政奉還後、鳥羽伏見の戦が起り、徳川慶喜が朝敵の名を得ると共に、朝廷では徳川家の領地を取り上げて府及び縣を置き、朝廷の直轄地としました。しかし、諸藩はやはり諸大名が治めてゐたので、府縣藩の三治制度が行はれることになりました。

本縣内では明治二年に高島寒河江・柴橋尾花澤・莊内等に散在する

府縣藩三治

酒田縣

舊幕府領と戊辰役に新政反對の諸藩から削り取つた領地とを合せて、酒田縣が新設されました。この時の縣は朝廷直轄地といふ意味のものであります。その外には諸藩の領地がこれまでの封建制度のままに續いてゐました。

明治二年に諸侯の版籍奉還が行はれ、諸藩はことごとく朝廷直轄の地となり、諸侯を知藩事に任命して政務を執らせました。これら封建制度の形式は全く崩れてしまひました。従つてこの時の藩は大名の領地といふ意味を失つて、國家の行政區劃となり、知藩事は單なる國家の官吏でありました。

藩の性質一變

(三) 廢藩置縣

明治四年七月に藩を廢して縣と改め、更にその十一月には、前にお

縣の廢合

かれた府縣と共に、廢合を行ひ、全國を三府七十二縣に分けました。
 本縣では七月に米澤縣上ノ山縣・山形縣・天童縣・新庄縣・大泉縣・松嶺縣の七縣がおかれました。この年十一月には上ノ山・天童・新庄の三縣を山形縣に併せ、米澤縣を置賜縣と改稱し、大泉縣を酒田縣と改めました。ついで明治八年酒田縣の治所を鶴岡にうつして鶴岡縣と改稱しました。
 明治九年に置賜・鶴岡の二縣を、山形縣に合併して現在の山形縣が生まれました。

明治維新後の藩縣分合沿革表

明治元年	同	二年	同	三年	同	四年	同	八年	同	九年
米澤領		六月十八日 米澤藩				七月十四日 米澤縣 置賜縣	十二月二日			

上ノ山領	六月二十日 上ノ山藩	七月十四日 上ノ山縣	九月二十八日 山形縣	七月十四日 上ノ山縣	七月十四日 上ノ山縣	八月三十一日 鶴岡縣	八月三十一日 鶴岡縣
天童領	六月二十二日 天童藩	七月十四日 天童縣	九月二十八日 山形縣	七月十四日 天童縣	七月十四日 天童縣		
新庄領	六月二十日 新庄藩	七月十四日 新庄縣	九月二十八日 山形縣	七月十四日 新庄縣	七月十四日 新庄縣		
山形領	六月二十九日 山形藩	七月十四日 山形縣	九月二十八日 山形縣	七月十四日 山形縣	七月十四日 山形縣		
長瀨領	六月二十三日 長瀨藩						
佐倉分領							
館林分領							
土浦分領							
高力領							
棚倉分領							
館分領							
幕府直轄領	七月二十日 酒田縣	七月十四日 酒田縣	九月二十八日 山形縣出張所	七月十四日 酒田縣	七月十四日 酒田縣		
庄内領	七月二十日 庄内藩 九月九日 大泉藩	七月十四日 大泉縣		七月十四日 大泉縣	七月十四日 大泉縣		
松山領	六月二十二日 松嶺藩	七月十四日 松嶺縣		七月十四日 松嶺縣	七月十四日 松嶺縣		

参考書

山形縣史 卷二、卷三、卷四、

山形縣要覽(山形縣編)百一〇頁至一三頁

史蹟名勝天然紀念物調査報告(山形縣編)第一輯

第二十四話 松ヶ岡の開墾



(補七) 松ヶ岡の農場 松ヶ岡の全図

第二十四話 松ヶ岡の開墾

所在地

松ヶ岡は山形縣東田川郡廣瀬村にある農場で、明治維新後莊内藩

廢藩置縣

士が歸農して開墾した士族村であります。

明治二年にまづ諸侯の版籍奉還が行はれ、次いで四年に廢藩置縣の詔によつて全國二百六十餘藩が廢せられ、封建制度が名實共に除かれると同時に、全國の士族四十三萬餘家、男女百八十三萬餘人は一朝にして常職を失ひ、収入も減じ、生活の道に迷ふにいたりました。

開墾歸農の計

この時舊莊内藩家老で酒田縣權大參事の菅實秀は、藩士に荒地を開墾させ、農蠶の業をいとなませて、生活の安定を與へることを思ひました。藩士もこれに賛成したので、藩祖の神前に、一同團結を

神前の誓

固くして事業を遂行することを誓ひ、いよ／＼仕事にとりかゝりました。

第一回開墾

その手始めに、鶴岡の東にあたる伊勢横内・齋藤川原・赤川の三ヶ村の河原地およそ三萬坪の開墾を試みることにになりました。そこで明治五年四月少壯の士族三百六十名をえらんで、六組に分け、一組六十名としておの／＼組頭をたて、鎗の代りに鎌を持ち刀の代りに鍬をかついで開墾の仕事に従ひましたが、一ヶ月餘でみごとな畑になり桑苗をうゑつけ、茶種をまくまでにいたりしました。

第二回開墾

この成功に力を得て、更に月山の麓にある東山の森林百餘町歩を開くことになりました。このたびは参加士族三千人に及びましたので、これを三十四組に分けおの／＼組頭をおき、更に全組を統一する幹部を定め、一組一萬坪をうけもつて仕事をはじめました。時は

開墾の苦勞

明治五年八月十七日でありました。

新開墾地の東山は鶴岡から二里の東にあたり、人跡まれな大森林で、松・杉・柏・檜などの大木がしげり合ひ晝尙くらい密林でありました。人々はまづ井戸を掘つて永住の計をたて、松・杉を伐つて開墾者の住む掘立小屋をつくりました。それから壯年の男子は毎日朝から夕方まで伐木開墾の荒仕事に従ひ、老人は炊事をうけもち、少年は仕事の手傳ひや飲食物の運搬・給仕を勤め、いづれも病をこらへ傷をし、雨の日も風の日も一日も缺かさずにはたりました。

これまで武術こそはげみましたが、農業には全く経験のない人々が、鎌・鍬・鋸・斧を手にし、半纏・股引・脚絆に蓑笠をつけての勞働は、なみ大抵ではありませんでした。

これを見て附近の農民も同情して草鞋・繩笠などを寄附するに

たりました。鶴岡の商人中には金銭の寄附を申出る者もありました。

このやうにして百町歩の森林も、わづか五十八日後の十月十五日に開墾を終へることができました。

翌六年一月には雪路のかたい時を見はからつて、士族等は楯をひいて鶴岡から塵芥肥料をはこぶこと數十日、これて春の耕作の用意もとのひ、三月には雪の消えるのをまつて桑苗をうゑつけ、茶種をまき、又もみごとな畑ができました。その時舊藩主から新開墾地に松ヶ岡といふ名をつけていたゞきました。

士族たちはこの植付をすますと更に高寺・馬渡・黒川三ヶ村の山林開墾を企てました。けれども多くの人々の中には引つゞく勞働の苦痛に堪へきれずに、色々と苦情をいふ者もあり、また神前の誓ひに

同志の脱走

そむいて脱走をはかる者もあり、遂には上役から切腹をさせられた者さへありました。このことを四五人の不平の者が東京へ脱走して司法省に訴へ出た、め、数名の士族は所罰をうけるにいたりました。この頃から勞役に堪へぬ者や自由の生活を欲する者など續々と脱走するやうになりました。しかし豫定の事業は、残つた人々の手で着々進行して、この年に高寺以南三ヶ所二百町歩の山林も百日餘りでことごとく開墾を終へました。

一難去つて一難來るといふありさまで又もや一問題がおこりました。この頃は中央政府の威光も十分に全国に行きわたらず、やゝもすれば百姓一揆等の起る形勢の下にありましたので、政府でも地方農民の動靜にたえず注意を怠らない折から、庄内平野の一角に多數の舊士族が固く團結して新しい村の建設に努力して居ることを

政府の嫌疑

耳にし、色々の心配や嫌疑をいただき、開墾事業を中止させようとする話がおこりました。しかるに幸にして参議西郷隆盛が開墾の總指揮者たる酒田縣大参事松平親懷と親交のあつたため、大そう盡力して誤解をといてくれたので、漸く事なきを得ました。その上翌七年一月には太政官から賞状にそへて慰勞金三千圓を下賜されました。この年に十數名の士を上州に派遣して養蠶の方法を傳習させました。これは前々年に植付けた桑園がすでに繁茂してきたため、農場の前途も段々希望にみたされてきました。

農民の反抗

かやうな折から又もや難事件が起りました。この頃酒田縣廳の役人が教育勸業の資金にあつべき縣の積立金を松ヶ岡農場に與へたことが、地方農民の反感を買ひ、これを一般農民に分配せよと要求し一揆を起して酒田縣廳に迫らうとする形勢になりました。尤も

この一揆の原因として、松ヶ岡の開墾を速成させるために、縣廳の役人が附近の農民を徵發して無賃ではたらかせたことを責め、農民に相當の賃金を支拂へといふ要求も加はつて居ました。この事件はその後四年間の懸案となり、明治十一年に後年大津事件で名法官とされた兒島惟謙の審判により大體に於て農民方の勝利となり、縣官數名は處分をうけ、開墾場では補助金を返納せねばならぬことになりました。

かゝる困難にも屈せず、事業はますます發展して、數棟の養蠶室も新築され、生糸眞綿の製造も行はれるやうになりました。

明治八年には北海道開拓使長官黒田清隆の懇請により札幌へ百四十三名、函館へ六十一名の開墾士が派遣されて開墾の指導をしました。當時松ヶ岡農場の名が天下にひびいて居たことを知るに足

北海道へ派遣

西南役の頃

ります。

明治十年二月西南の役が起ると、思ひがけぬ疑惑が士族たちの上になげられました。それは去る戊辰役の後に、莊内藩が謝罪降服を申出たとき、鶴岡に來た參謀西郷隆盛の寛大な同情ある處置と、公明正大な襟度とは、全藩士に深い感銘を與へました。そのため重臣菅實秀をはじめ多数の有力な藩士は、西郷を敬慕し、親交を結び、色々と援助指導をうけて居ました。かうした事情が原因となつて、政府では莊内士族が西郷の企に呼應して兵をあげはせぬかと疑ひ、また世間にも何やかやと流言蜚語がきこえました。

三月には數百名の巡查が鶴岡その他の要所をかためました。また宮城鎮臺の兵が山形縣に出動するといふ風評さへ傳はりました。ほどなく縣令三島通庸が松平親懷等を山形によび出し、實情をき

悲境に陥る

とり、暴動などの様子のないことを政府に上申したので、軍隊の派遣もなく、無事におさまりました。

かへり見れば、松ヶ岡農場も創始以來ずるぶん多難の運命をたどつたものであります。うちつゞく同志の逃亡、農民一揆の勃發、政府の白眼補助金の返納などで、さすがに意志堅固の農士も士氣沮喪し、明治十一年三月には、一同相談の上開墾地一切を政府に返上し解散をする旨を上申するにいたりました。しかし内務卿大久保利通の懇篤な慰諭もありましたので、再び事業をつゞけることになりました。だが、脱走者は更に増加し、資金の融通も意にまかせず、この悲境をきりひらく經營者の苦心は容易ならぬものがありました。

しかし天は遂に産業報國の志士をすてませんでした。明治十四年九月明治天皇東北御巡幸のみぎり、農場の事業報聞に達し御臨幸

天恩優渥

の御沙汰を蒙りましたが、當日御不例のため御名代として北白川宮能久親王の臺臨を賜はり且慰勞金五百圓を下賜されました。翌十五年には政府から二萬圓の資金を貸與され、十七年には更に一萬圓を借り入れて事業をすゝめましたが、二十三年にいたりいづれも返納に及ばずといふ達をうけました。

基礎成る

かくて事業の基礎もかたまり、その後蠶室の増築、製糸工場の建築、冷蔵庫貯繭庫の設立も行はれました。現在の農場の總面積は二百三十町であつて、その内水田五十町歩、畑地百十町歩、残りが山林原野であります。畑の内八十町歩が桑畑で残りが普通農作地ですから全耕地二百三十町歩の三分の一が桑畑で他は稻作その他の普通作地であります。

これらの土地は四十戸二百餘人の現住士族の共有財産で、これを

分割して各自の所有とすることを許しません。土地の共有と共に養蠶も一切共同で行はれます、即桑園の手入、桑葉の採取、蠶兒の飼育、上簇などの仕事が全部共同作業であります。

村の人々は經營に必要な土地を全部借り受け、これに對して小作料を支拂ひます。薪炭その他の用材は村林から伐つて使ひます。村人の支拂ふ小作料と共同經營の養蠶の利益とが合せられて租税となり、村の事務費となり、配當金となり、共同貯蓄となるのであります。

綱領

最後に「松ヶ岡開墾場綱領」をかゝげこの農場の繁榮を祈つて筆をおきませう。

一、松ヶ岡開墾場は徳義を本とし、産業を興して國家に報じ以て天下に模範たらしめんとす。

- 一、氣節凌霜天地知の箴は我が松ヶ岡の精神なり、之を服膺して節義廉耻を振起すべし。
- 一、少長各々其の事に任じ、神に祈請する心を以て其の職責を盡すべし。
- 一、己を正しくし長短相濟し、和衷協同業に従ふべし。
- 一、父祖勤勞の功を思ひ、勤儉力行創業の目的を貫徹すべし。

参考書

松ヶ岡開墾事歴田中正造編
武士と共産村落小野武夫記 人情地理第一卷第三號所載

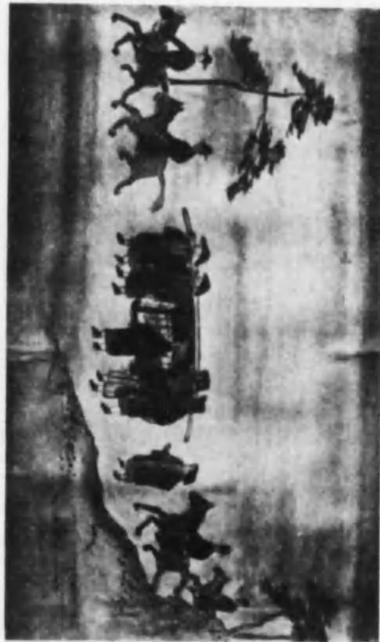
第二十五話 明治天皇の御巡幸



(一の共) 街市形山の時當幸巡御皇天治明
 廳縣は面正。む望を西りよ東 繪油り通前廳縣
 (藏所家爵子島三市京東)



(二の共) 街市形山の時當幸巡御皇天治明
 校學範師は臺計時鐘左。む望を東りよ西 眞寫り通前廳縣
 (藏所館眞寫山丸市形山)



明治天皇御巡幸御行列繪圖

(上) 御馬車御行列圖
 (下) 御板輿御行列圖



第二十五話 明治天皇の御巡幸

維新後の御巡幸

明治維新の大業成り萬民均しく天皇の御親政を仰ぐことになりました。そこで天皇には諸國に御巡幸遊ばされ、親しく民情を知ろしめす思召しから、明治十四年奥羽及び北海道へ御巡狩のことが仰せ出だされました。

この年七月東京を御出發になり、陸路青森縣外ヶ濱にお著きの上、海を渡つて小樽に御上陸、北海道各地に御巡幸の後、青森にお歸りになり、更に道を轉じて弘前、秋田を経て、九月二十二日我が山形縣にお入りになりました。

我が縣内には十二日間巡狩を遊ばされましたが、鐵道はまだ開け

新莊

ず、道路とても完全でない當時の御道中は、さぞかし御不自由であらせられたことと拜察いたします。途中峻しい所は板輿に召され、平らかな所は馬車でお通りになりました。縣内の民草は天子様の御行列を拜まうとて、老若男女數里の遠方から集まつて沿道を埋め、この盛儀を拜して「みたみわれ生けるしありあめつちの榮ゆるときにあへらく思へば」といふ古歌の心さながらの感にうたれたことでありました。御道すがら天皇には地方の政績に深く大御心を注がせられ、教育産業を御奨励になり、忠貞の民に賞詞を賜ひ、出羽の山川は皇澤にかがやきました。

これから日を追つて巡狩の御跡をたどりませう。

第一日(九月二十二日) 板輿にお乗りになり、峻岨な雄勝峠を越えて秋田縣から本縣に入らせられ新莊にお著きになりました。

清川

第二日(九月二十三日) 新莊御出發、最上川の流れ、白糸の瀧に御目を注がれつつ本合海古口を経て雨の中を清川にお著きになりました。

鶴岡

第三日(九月二十四日) 三山も聖駕を迎へ奉る心か、山嶺までも晴れわたり、御馬車は藤島を過ぎて鶴岡にお入りになりました。やがて朝陽學校に臨幸あらせられ生徒の講演を聞き召し、次に舊藩士の黒川山に放牧する牛群を御覽になり、盛産社の製絲事業を御視察になりました。

酒田

第四日(九月二十五日) 維新舊藩士の起した松ヶ岡開墾場へ臨幸の御豫定でありましたが、御氣分すぐれさせぬために、北白川宮様が代つて御臨みになりました。この日は鶴岡から更に北にお進みになり、長雨で増水した最上川を船でお渡りになり酒田にお著きにな

りました。

第五日(九月二十六日)。酒田では裁判所、琢成學校に臨幸遊ばされ、學校では生徒の講演を聞こし召し、再び最上川を南に渡らせられ、余目、狩川を経て清川にお著きになり、黒川能を御覽遊ばされました。

第六日(九月二十七日)。清川から古口、本合海を過ぎて新莊に御著、舊藩士の武術試合を御覽になりました。

第七日(九月二十八日)。新莊から山越えて船形に著かせられ、細梅家の開墾場にお臨みになり、それより猿羽根峠を過ぎ、途中荻袋の擴業社開墾場にお立ち寄りの後、尾花澤を経て楯岡に著かせられました。

第八日(九月二十九日)。楯岡では喜早氏の營んだ灌漑貯水池を御覽の後、天童に著御、維新の際に於ける藩老吉田大八の忠死を憐れま

清川

新莊

楯岡

山形

せられ、遺族に祭料を賜ひ、次に漆山の半澤氏の文庫にお立ち寄りになり、夕方山形にお著きになりました。

第九日(九月三十日)。山形縣廳に臨幸、縣令三島通庸の縣狀奏上を聞こし召され、次に勸業製絲場にお立ち寄りの後、師範學校に臨ませられ、生徒等の講演、實驗を御覽になりました。その他裁判所、授産所、水力機織所等をも御視察遊ばされました。

第十日(十月一日)。山形御出發の後、上ノ山で樹苗栽培所を御覽になり、これに養苗園の名を賜ひ、又附近開墾場を御視察の上、賞詞を賜ひ、やがて高島にお著きになりました。

第十一日(十月二日)。高島から米澤に御著、先づ興讓學校で生徒等の講演を聞こし召し、物産機織物場に機織を御覽になり、更に裁判所、製絲場に御立ち寄りになりました。

高島

米澤

第十二日(十月三日)。米澤を御出發になり、栗子山の嶮路にうがたれた隧道をたいまつで照らして御通過遊ばされ福島縣に入らせられました。

その後、福島、栃木、茨城、埼玉の諸縣を御通りになり、十月十一日御機嫌美はしく宮城に還御あらせられました。前後を通じて御巡狩七十四日、季節は主として炎熱と残暑の折に當り陸路四百九十二里、海路三百十二裡に及ぶ御旅路でありました。猶供奉の中には北白川宮能久親王、有栖川宮熾仁親王が加はらせられ、重臣には大隈重信、大木喬任が居りました。

國會開設の詔勅

天皇還幸の即夜、御前會議が開かれ、明治二十三年を期して國會を開き給ふ詔勅が發布されました。そして供奉の一人參議大隈重信が薩長出身參議の彈劾によつて、即夜諭旨免官の命を受けて野に下

つたことは特記すべき明治の政變であります。

参考書

山形縣行幸記(山形縣教育會編)

明治天皇御巡幸五十年紀念展覽會寫真帖(渡邊徳太郎編)

山形縣史話(終)

山形縣史話(終) 山形縣史話(終)

昭和八年八月三十日印刷
昭和八年九月二日發行

定價金壹圓貳拾錢

編著者

山形縣師範學校

發行者

東京市日本橋區本町四丁目二番地一
會社資 六 盟 館

代表者

杉 本 敏 治

印刷者

東京市京橋區銀座四丁目三番地
高 橋 郁

發行所

東京市日本橋區
本町四丁目二番地 會社資 六 盟 館
電話特長浪花三七九五番 振替貯金東京一二五五〇番

發賣所

山形市七日町 五十嵐太右衛門商店
電話一五〇零 振替貯金東京三四二七番

不許複版



山形縣史話

終

